

瑞滝会論文投稿奨励制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、名古屋市立大学理学研究科博士前期課程に在籍する学生による質の高い論文の発表を奨励し、もって研究の活性化および研究水準の向上に資するため、「論文投稿奨励費」として奨励経費を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(対象論文)

第2条 論文投稿奨励費の対象とする論文は、以下の各号すべての要件を満たす質の高い論文として認められ、瑞滝会役員会が承認したものとする。

- (1) 論文の筆頭著者が、瑞滝会の会員であること。
- (2) 論文の筆頭著者が、名古屋市立大学理学研究科博士前期課程の学生であること。
- (3) 学生の在籍中に投稿され、アクセプトされた論文であること。
- (4) 英語論文であること。
- (5) 査読のある学術雑誌に投稿されること。

2 この論文投稿奨励費は、2024年4月1日以降に投稿された論文を対象とする。

3 論文投稿奨励費の対象件数は毎年度5件を限度とする。ただし、当該年度の予算範囲内において、毎年度5件を超えて奨励対象とすることができるものとする。

(論文投稿奨励費)

第3条 論文投稿奨励費の額は、論文1報につき10,000円とする。

(申請期間)

第4条 申請期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請の手続)

第5条 申請者は、「論文投稿奨励費申請書(様式1)(以下、「申請書」という。)」に論文を添えて、瑞滝会事務局に提出するものとする。

- 2 論文1報つき、「申請書」1枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。
- 3 事務局において申請を受け付けた場合は、受付順に受付番号を付番するものとする。
- 4 提出された「申請書」、論文及びその他の資料等は返還しない。

(審査)

第6条 審査は、受付番号順に随時、また速やかに行うものとする。

- 2 審査は瑞滝会役員会が行う。
- 3 審査にあたって、瑞滝会役員による申請案件を審査する場合は、当該役員は当該審議に加わらないものとする。
- 4 審査は、提出された論文が、第2条第1項各号に合致するかを審査・判定するものであり、論文の学術的内容を審査するものではない。

(審査結果の通知)

第8条 審査結果を元に、事務局は瑞滝会会長名で申請者に対し審査結果を随時、また速やかに通知する。

- 2 審査結果の通知は、「論文投稿奨励費 結果通知書(様式2)」により行うものとする。

附 則

この要項は、令和6年9月14日から施行する。